

ネコでも分かる

日独法務のあれこれ

(遺言・相続・年金の話)

【第1回】遺言書がない場合、財産は誰にどれだけ渡るの？

日本の法律は頻りに改正されます。たとえ詳細がメディアを通して報道されたとしても、その内容を把握するのは容易ではありません。まして、日本ではない外国で暮らすという特殊な事情にあっては、情報量の問題や言葉の壁もあり、「こと」が生じたときに必要な日本の法務についての情報を迅速・的確に得ることは至難の業。それどころか、抱えている問題をどこの誰に尋ねれば良いのかさえ分からないこともあるのではないのでしょうか。

そこで、今回から始まる「ネコでも分かる日独法務のあれこれー遺言・相続・年金の話ー」では、ドイツで暮らす日本人の皆様にとって、知って得する身近な日本の法務情報、特に「遺言」「相続」とそれに付随する「税金」、さらに「年金」などの話を月に1回、時には筆者が所属

する「アクトリーガルグループ」の他土業の専門家へのインタビューも交えながら、できるだけ具体的に分かりやすく、新しい情報を加えつつお伝えしたいと思います。

第1回は、遺言と相続について。日本人が亡くなった場合、たとえ海外に住んでいても、日本国籍であれば相続には日本の法律が適用され、遺言書がない場合、誰がどれだけの遺産をもらえるのかが民法で定められています。例えば配偶者は必ず相続人になりますが、①配偶者と子どもが残された場合、相続人となる配偶者と子どもはそれぞれ財産の1/2ずつを受け取り、子どもが複数いる場合はその1/2を人数で等分、②子どもはおらず、配偶者とその親がいる場合、配偶者が2/3、親が1/3、③配偶者と兄弟姉妹だけがいる場合は、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4

を受け取り、人数で割る、④相続人が1人しかいない場合は、その人が全遺産をもらいます。あなたはどのパターンに当てはまりますか？ただし上記は原則で、相続人同士の話し合いにより、割り当て分を目安に遺産を分け合うことが多いというのが実情です。

次に、あなたの財産を思い浮かべてみてください。どんなものがありますか？将来相続問題が発生した時、相続が「争続」になってしまう要素はありませんか？また、日本に財産をお持ちの方は、戸籍を集めたりする相続手続きを誰が行いますか？子どものいらっしゃる方は、疎遠な日本の親族とドイツでお世話になった方のどちらに財産を遺しますか？あなたのへそくりや内緒の株が、死後もトップシークレットのままになってしまいませんか？

「あの子には、ほかの子より多く財産を譲りたい」と思う子はいませんか？こんな問題の解決に大変役立つのが遺言書です。次回は、遺言書を書くメリットについてお話ししたいと思います。

